

2014年2月20日

大学院社会学研究科長

脇田 健一様

審査委員会

主査 社会福祉学専攻 教授 松溪 憲雄



副査 社会福祉学専攻 教授 山邊 朗子



副査 中部学院大学 教授 大友 信勝



課程博士学位授与審査委員会による審査結果の報告

学位請求論文提出者：権 順浩（社会学研究科社会福祉学専攻 研究生）

学位請求論文タイトル：在宅家族介護者の所得保障に関する研究

1. 審査対象及び審査経過と結果

本年度の社会学研究科社会福祉学専攻研究生である権 順浩より、表記にかかる論文の提出があり、「龍谷大学大学院社会学研究科における課程博士学位授与に関する内規」の定めるところに従い、2014年2月5日に学力の確認及び論文の審査のための博士論文最終試験（公開）を行った。論文審査は「事前審査報告」において学位取得に至るために改善を要すると指摘した点がどのように改善されたのかを中心に行った。その後、審査委員会を開催し、草稿（事前審査論文）に適切な改善が施されているかについて検討し、さらに、論文が課程博士学位に要求される水準に達しているか否かを評価した。その結果、審査委員会として権 順浩に、学位を授与することを「可」とする合意に達した。

2. 学位請求までの経過及び学力について

権 順浩は、2005年4月、龍谷大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻修士課程に入学し、2007年3月に修了した。同年4月に、同博士後期課程に入学し、2012年3月に依願退学した。その後、1年間、中部学院大学大学院人間福祉学研究科の研究生として学んだ。2013年4月より龍谷大学大学院社会学研究科の研究生となり、今日に至っている。この間、大友信勝を主指導教員、川田誉音及び松溪憲雄を副指導教員として学位請求論文に取り組んできた。2013年4月に研究生となってからは、松溪憲雄を主指導教員、山邊朗子及び大友信勝を副指導教員として研究に取り組んできた。博士課程在学中に、大友信勝の担当する特殊演習を履修し12単位を修得している。また、修士課程の英語文献研究、独語文献研究を履修し、単位修得している。よって「龍谷大学大学院社会学研究科研究指導要項（内規）」に定める外国語試験は合格と判定する。

学位請求論文提出までの経過は次のとおりである。2008年度から、博士論文中間報告会で報告しており、2010年度に博士論文執筆資格審査を経て、2013年9月に学位請求予定論文（草稿）を提出し、同年10月19日に草稿報告会で報告した。事前審査の結果、2013年11月13日の社会学研究科委員会において学位請求論文の提出を認められている。

3. 論文の審査

(1) 論文の構成及び概要

論文の構成は、次の通りである（節の表記は省略した）（草稿のものを改善）。

序 章 研究の目的と枠組み

第1節 研究の背景と目的

- 第2節 研究の課題
- 第3節 研究の方法
- 第4節 研究の構成
- 第5節 研究の意義
- 第1章 在宅家族介護と所得保障
 - 第1節 家族介護者の定義及び範囲一介護関連法律を中心に一
 - 第2節 在宅家族介護者をめぐる研究の動向
 - 第3節 在宅家族介護における経済的支援の現状と課題
- 第2章 介護サービス利用と家族介護問題
 - 第1節 調査概要
 - 第2節 家族介護の一般的特徴
 - 第3節 在宅介護サービスの利用実態と家族介護問題に及ぼす影響
 - 第4節 経済的状況と家族介護問題
 - 第5節 考察
 - 第6節 小括
- 第3章 家族介護者の所得保障の実態と政策展開の動向
 - 第1節 介護手当支給の実態調査概要
 - 第2節 介護手当制度の展開と動向一市町村における介護手当実施率を中心に
 - 第3節 日本における介護手当の実態一全国における介護手当実施状況
 - 第4節 介護手当実態の考察
 - 第5節 小括
- 第4章 任意（単独）事業としての介護手当の実態と課題
 - 第1節 分析の概要
 - 第2節 介護手当実施状況からみた違い
 - 第3節 考察
 - 第4節 日本における介護手当の課題
 - 第5節 小括
- 終章 在宅家族介護者の所得保障の意義と必要性
 - 第1節 家族介護者の所得保障の必要性
 - 第2節 家族介護者への所得保障の意義
 - 第3節 残された研究課題
- 参考文献
- 参考資料

各章の概要は以下のとおりである。

序章は、研究背景や研究目的、研究課題、研究方法、研究構成、研究意義等、研究の全体的な枠組みを提示している。研究目的は、家族が在宅で要介護者を介護する場合に、家族介護者が経済的な損失を蒙ることがあり、その損失を補填する所得保障の必要性を明らかにすることである。そのために二つの研究課題を設定している。研究課題の1は、介護保険制度の下で、介護サービスを利用した場合、家族介護者の介護問題（以下、介護問題）に及ぼす影響を明らかにした上で、介護保険制度で取り残された経済問題が介護問題に及ぼす影響を検証することである。研究課題の2は、家族介護者が蒙った経済的な損失を補填するために実施されている支援施策の現状と課題を明らかにすることである。研究 방법은、文献調査、量的調査、実態調査である。研究意義は、介護サービスを利用することと在宅の家族介護者の経済的な安定（つまり、所得保障が必要なこと）とが相互に関連しており、とりわけ所得を保障することが必要なことを明らかにした点にある。

第1章では、先行研究を検討しつつ概念規定を明確にしている。日本国内で行われてきた家族介護者の介護問題に関する研究や、家族介護者の所得保障に関する研究等、家族介護支援に関する先行研究を検討し、その到達点と課題を明らかにする。そして、家族介護者の所得保障に関する研究がほとんど無いことと、家族介護者への所得保障の必要性を論じている研究が少ないことから、本研究の価値が、ここにあるとする。また、本研究における「家族介護者」の定義と範囲を確定するために、日本をはじめ、韓国、イギリス、ドイツの介護関連法律を中心として検討し、その範囲を、配偶者や、子ども、子どもの配偶者、そしてその他の親族等とした。

第2章では、研究課題の1、すなわち介護保険制度の下で、介護サービスを利用することが、家族介護者の介護問題に、どのような影響を及ぼしているかを明らかにし、介護保険制度で取り残されている経済問題が、介護問題に及ぼす影響を検証している。介護問題のなかで、経済的状況が他の介護問題に及ぼす影響は、これまで等閑視されてきた。分析課題として、①要介護者の介護サービス利用が家族介護者の介護問題にどのような影響を及ぼしているのか、②家族介護者の経済的状況が介護問題にどのような影響を与えているのか、という二つの課題を立てた。その研究方法としては、量的調査方法を用いて統計学的方法で検証を行っている。

第3章では、第2章の分析結果を受けとめたうえで、研究課題の2を明らかにしている。家族介護者の経済的問題を支援するための施策の一つとして、介護保険制度施行以前から自治体の任意事業として行われてきた「自治体介護手当」と、介護保険制度以後、家族介護支援事業の一環として支給されている「介護慰労金」を取り上げて分析している。すなわち、日本全国で行われている介護手当の実態を明らかにし、日本において介護手当がどのように展開されたのかを明確にしたのである。調査にあたっては、インターネットと電話を使い、日本全国の介護保険の保険者を対象に悉皆調査を実施した。介護手当の実施状況、給付の目的、給付対象、給付水準、受給条件、廃止年度、廃止理由等を調べている。

第4章では、第3章の実態調査の結果を踏まえて、各市町村の任意事業として行われて

いる介護手当の実施状況が、何によってどう違うのかを検討している。そのため、第3章の実態調査を再構成して、分析課題の①自治体の規模と支給目的からみた介護手当支給状況の違いと、分析課題の②介護手当支給状況からみた年間支給平均額と市町村の財政力指数の違い、を設定した。そして、公平性の観点から任意事業としての介護手当の課題を検討している。また、介護手当の給付水準について、介護手当を家族介護者の介護行為に対する労働の代価とみなした場合や、世帯1人あたりの所得とみなした場合、社会手当とみなした場合、という三つの観点から検討している。さらには、いくつかの自治体を取り上げ、支給実態（受給率の推移や、支給条件）を検討している。

終章では、本研究の総括と課題について述べている。これまでの実証研究の結果を踏まえて、家族介護者に対して所得保障が必要なことと、その意義を主張している。最後に、本研究の限界点と残された課題について触れている。

(2) 草稿の改善について

「事前審査報告書」において求められた改善点に関して、十分な改善がなされたと評価できる（詳細は、「別冊 草稿の改善について」を参照のこと）。

(3) 総合評価

本論文は、介護問題に対応するため、2000年に施行された介護保険制度が等閑視してきている家族介護者の経済的問題に焦点をあて、家族介護者の所得保障の必要性を検討したものである。本論文がもつ特徴と意義をまとめると、以下のようになる。

第1に、介護サービスを利用することと、家族介護者の介護問題との関係を実証的に明らかにした点に特徴と意義がある。

介護保険制度は、介護サービスを提供するだけで、家族介護者への直接的な支援はしないで、介護問題の改善を図ろうとしているだけである。介護サービスをいくら利用しようとも、いかなる介護サービスを利用しようとも、家族介護者の介護問題を改善させる効果がないことが、本論文の分析結果から明らかになった。とりわけ、介護問題のなかでも、経済的問題が家族介護者の社会的、精神的、身体的、総合的問題を引き起こす要因になっていることも明らかになった。

第2に、家族介護者の経済的問題をとりあげ、家族介護者の所得保障の必要性を実証的に分析し、その根拠を示している。今後の家族介護者の所得保障をめぐる議論における基礎資料として役立つし、家族介護者の所得保障研究の発展に資するものである。

介護による家族介護者の経済的問題は、要介護者やその他の家族構成員の生活の質の低下をもたらすだけでなく、要介護者の介護の質にも影響を及ぼしている。そのうえ、その影響は、介護期だけでなく、介護後の家族介護者の老後生活にも及んでいる。

それにもかかわらず介護保険制度は、施行以来、家族介護者の経済的問題や所得保障に対して何らの取り組みをもしていない。また、家族介護者の経済的問題、あるいは、所得保障問題に着目した研究も、その殆どが介護保険制度の施行以前のものであり、その数も家族介護者の介護問題に関する研究の全体からすると、多くない。しかもその研究の殆どが文献研究を中心としたものである。そのため、家族介護者の所得保障の必要性を論じるための実証的な根拠が無かったのである。したがって、本論文は、途切れた社会的議論をふたたび引き起こす問題提起の研究であると言える。

第 3 に、日本全国の自治体において、任意事業として行われている介護手当の実施状況を、こと細かに調査していることに、意義と特徴がある。

本論文では、家族介護者の経済的問題を改善するための、いくつかの施策を検討したうえで、最も直接的な効果を有する介護手当に着目して、その実態を明らかにしている。介護手当の実態に関する調査は、いくつかあるものの、北海道から沖縄に至るまで全ての市町村を対象にして、1 市町村の漏れもなく、介護手当の実施有無や、支給目的、支給対象、支給条件、支給金額、受給している家族介護者の数、自治体の規模や、財政状況等を明らかにした調査は、本論文を置いて他には無いのである。

各市町村で行われている介護手当のうち、介護保険制度の施行以後から実施した「家族介護慰労金」を受ける家族介護者の受給率は、ほぼ 0 に近い。介護保険制度の施行以前から各自治体が任意で行っている介護手当の受給率も約 3 割以下にとどまっている。しかも、その給付水準は全国平均最低賃金や「特別児童扶養手当」に比べられないほど低い水準であった。こうした受給状況と給付水準から、現行の介護手当では家族介護者の経済的問題を改善することが困難であることを明確にしているのである。

第 4 に、介護手当について、その生成の背景だけではなく、その変遷過程を明らかにしている点に、意義と特徴がある。

介護手当がどのような背景によって実施されるようになったのかということを解明している文献は、いくつかある。しかし、本論文では、先行調査の介護手当の実施率と在宅福祉の変遷過程を軸として、介護手当の変遷過程を「草創期」、「第 1 次停滞期」、「拡大期」、「第 2 次停滞期」、「衰退期」の五つの時期に分けて検討している。これは、日本の介護手当研究の礎になるものであろう。

4. 残された課題

本論文の残された課題を指摘すると、以下のようになる。

第 1 に、本論文では、在宅で認知症高齢者を介護する家族介護者を対象にして、介護サービス利用が家族介護者の介護問題に及ぼす影響と、経済的問題が他の介護問題に及ぼす影響を明らかにした。

については、経済的問題と、社会的、精神的、身体的、総合的問題との相互関係について

も考察すべきである。

また、認知症高齢者以外の要介護者を介護する、家族介護者の介護問題をも考察すべきである。本調査の結果を一般化・理論化するためには、認知症要介護者だけでなく、それ以外の要介護者を介護する家族介護者にまで調査対象を拡大する必要があると思われるからである。

第 2 に、本論文では、家族介護者に対する所得保障の必要性を論じるにあたって、介護期だけでなく、介護後の所得保障問題までも視野に入れている。しかし、調査対象をみると、現在介護を行っている家族介護者のみを対象にしている。そのため、介護後の家族介護者の経済的問題に関する実証的な分析が欠けている。

したがって、介護期だけではなく、介護後の所得保障を論じるためには、経済的問題を抱えている家族介護者の生活が、介護後にどうなっているのかということについて、事例研究を通して実証的に分析する必要がある。

第 3 に、介護手当の事例研究を通して、介護手当を積極的に実施している市町村と、そうではない市町村とを比較考量する必要がある。

本論文によって、秋田県の上小阿仁村、埼玉県のときがわ町、新潟県の燕市、津南町、長野県の中川村、宮田村、京都府の南丹市、高知県の大富町等のいくつかの市町村では、介護保険制度の「家族介護慰労金」を上回る金額を給付したり、支給対象を拡大したり、支給条件を緩和して、介護手当を積極的に実施していることが明らかになった。しかし、これらの市町村がなぜ他の市町村と異なって、積極的に実施することができたのか、その背景や、形成過程、今後の展望等は、明確にされていないからである。

第 4 に、本論文の終章で、海外における家族介護者の所得保障について述べたとはいえ、十分とはいえない。家族介護者の所得保障の必要性をもっと説得的に論じるためには、国際比較の観点から、家族介護者に対する所得保障のあり方を比較考量すべきである。

以上のように、本論文で積み残した課題について、今後、さらに取り組み、社会福祉の政策や理論へと結びつけてもらいたい。

5. 審査のまとめと結論

本論文の研究テーマ設定、研究方法、論文の構成は、適切である。

まず、研究テーマについて、である。在宅家族介護者の所得保障に関する研究とは、現行の介護保険制度の下では、家族が在宅で要介護者を介護する場合に、介護サービスを利用することによって介護問題を一定程度解決できても、経済的な損失を蒙ることがあり、その損失を補填する所得保障が必要であることを明らかにするものである。それは、これまでの先行研究が取り組んでこなかった問題であるし、現実の政策でも無視されてきた問題である。悲惨な介護者の現実を見てきた権 順浩ならではの問題設定であるし、独自性

に富むものである。

次いで、研究方法について、である。文献研究においては、先行研究を適切にレビューし、研究テーマの設定の妥当性を明らかにしている。量的調査によって、介護サービスを利用することによる介護問題の改善の限界を明らかにしている。質的調査によって、介護手当の実態を明らかにしている。独力で、全国の自治体を隈なく丹念に調べたものであり、その努力を多とすべきであるし、その成果が論文に結晶していると言える。

そして、論文の構成について、である。家族介護者の実態とその保障のあり方について、計画的、系統的、継続的に調査・研究してきた成果によって組み立てている。

最後に、調査報告のあり方や文章表現について、である。調査は日本社会福祉学会研究倫理指針に準拠して行われている。執筆は日本社会福祉学会編集委員会『社会福祉学』執筆要領にそって展開されている。

以上からまとめると、権 順浩は課程博士の学位にふさわしい学力があると認められる。また、学位請求論文は課程博士の学位論文に要求される水準に達していると評価できる。よって、本審査委員会は審査委員全員一致で権 順浩への学位授与を「可」と判定する。

以 上